

## 第53回全国保育研究大会愛媛県実行委員会設置規程

### (目的)

第1条 この規程は、全国保育研究大会開催に関する地元実行委員会の組織、権限および運営に関する事項について定める。

### (組織)

第2条 実行委員は、愛媛県保育協議会支部組織および事務局から若干名選出し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

2 実行委員会専門部会と、その役割を次のとおり定める。

- (1) 式典・地元分科会運営部会（大会1日目および3日目の壇上運営と開催地主催分科会運営全般に関すること）
- (2) 会場設営部会（壇上を除く会場設営全般、2日目分科会の会場設営に関すること。）
- (3) イベント部会（開会前アトラクションおよび参加者交流会運営全般に関すること。）
- (4) 広報部会（協賛企業誘致、出展ブース管理、ホームページ運営・更新に関すること。）

### (任期)

第3条 実行委員の任期は、平成20年4月1日から平成21年12月31日までとする。

### (運営)

第4条 実行委員会は、実行委員の互選で、正副委員長を置く。

- 2 実行委員会は、実行委員長が招集しその議長となる。副実行委員長は、実行委員長を補佐する。
- 3 全国保育研究大会に関する事項は、実行委員会で決定する。
- 4 この規程に定めるもののほか、実行委員会に関する必要な事項は会長が定める。

### (附則)

この規程は、平成20年4月1日から施行し、実行委員の任期満了をもって廃止する。